

大阪市告示第1668号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の一部を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年11月29日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	廃止の期日
巽池尻長瀬線	生野区巽西1丁目579番地から 同 区同 378番の1地先まで (別紙参考図1参照)	告 示 の 日
西成区第8806号線	西成区萩之茶屋1丁目16番の17地から 同 区同 16番の19地まで (別紙参考図2参照)	告 示 の 日

(建設局総務部管財課)